

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会設置要領

平成27年6月15日付け27農振第912号

1 趣旨

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第8に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価等を行う中立的な第三者機関として「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会」を設置する。

2 会議の招集

会議は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が招集する。

3 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (4) 農村振興局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (5) 委員の任期は平成32年3月31日までとする。
- (6) 委員の代理出席は、原則として認めない。

4 審議事項

委員会においては、中山間地域等直接支払制度に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価
- (2) 都道府県の特認地域及び特認基準の調整

5 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

6 事務局

会議に係る庶務は、農村振興局農村政策部中山間地域振興課において処理する。

附 則

この要領は、平成32年3月31日限りその効力を失う。

(別紙)

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会委員名簿

あさの 浅野	こうた 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
いちだ 市田	ともこ 知子	明治大学農学部教授
おかだ 岡田	しゅうじ 秀二	岩手大学農学部教授
かわい 河合	まさし 雅司	産経新聞社論説委員
さかきだ 榊田	みどり みどり	フリージャーナリスト（立教大学兼任講師）
ずし 関司	なおや 直也	法政大学現代福祉学部准教授
たまおき 玉沖	ひとみ 仁美	地域振興コンサルタント（(株) 紡 代表取締役）
はら 原	まこと 誠	新日本有限責任監査法人マネージングディレクター
ほしの 星野	さとし 敏	京都大学大学院地球環境学堂教授